



みどり第三住宅 団地分譲募集

● 募集団地および区画数等

▽種別／分譲宅地▽団地名／
みどり第三住宅団地▽区画
数／14（特別3、一般11）▽
土地面積286m²（86・6坪）
（362m²（109・7坪）
▽土地価格406万円／51
1万円

● 募集期間および受付時間

8月31日（水）まで
午前8時30分～午後5時（土、
日、祝祭日は休み。）

■問い合わせ先
建設整備課 土木班
(内線287)

鶴田町条例（平成19

平成22年度の行政文書 の開示の状況の公表

年鶴田町条例第1号) 第30条の
規定により、平成22年度の行政
文書の開示の状況を次のとおり
公表する。

平成23年6月30日

鶴田町長 中野 ●司

◆件数	1件
◆実施機関	町長

◆処理の状況

一部開示 1件

- 1、行政文書の開示請求の状況
- 2、行政文書の開示決定等につ
いての不服申立ての状況

行政文書の開示決定等につ
いて不服申立てはなかつた。

- 1、行政文書の開示請求の状況
- 2、行政文書の開示決定等につ
いての不服申立ての状況

行政文書の開示決定等につ
いて不服申立てはなかつた。

- 1、行政文書の開示請求の状況
- 2、行政文書の開示決定等につ
いての不服申立ての状況

行政文書の開示決定等につ
いて不服申立てはなかつた。

総合計画策定の「町 民アンケート」にご 協力をお願いします

問い合わせ先

総務課 人事行政班
(内線271)

個人事業税について

総務課 まちづくり班
(内線261)

町では現在、総合的な施策の
推進を図るため次期総合計画
(平成24年度～33年度)の策定
に取り組んでいますが、皆さま
が日ごろからどのようなことを
思われているかをお聞きし、こ
れからの計画づくりに活かして
いくため、アンケート調査を実
施させていただくことになります。
このアンケート調査は、町内
にお住まいの20歳以上の方を対
象に年齢階層に応じて、150
0人の方を無作為に選ばせて
いただき7月下旬に調査票をお送
りします。

アンケート調査の対象となら
れました皆さまには、お忙しい
ところ恐縮ですが、アンケート
調査の目的・趣旨をご理解いた
だき、率直な意見をお聞かせい
ただきますよう、ご協力をお願い
します。

人権擁護委員のご紹介

相川敏子（あいかわ・としこ）さん
7月1日、法務省より人権擁護委員とし
て委嘱（3期目）されました。任期は3年。



人権擁護委員とは……人々の間に正しい人権の考え方を
広め、自由人権思想の啓発に努めるとともに地域住民の
人権が侵されないように監視する。もし、人権が侵され
た人がいた場合は、相談相手になり、適切な処置を講ずることによって
救済することなどを職務とし、町に設置され法務大臣から委嘱される民
間のボランティアです。

7月31日は国民健康保険税1期分 固定資産税2期分の納期限です

納期限まで納付されないと、督促を受けたり延滞金が加算
されることになりますので、注意しましょう。町税のほかに
も、介護保険料・保育料・上下水道料金・住宅料等について
も、納め忘れないか常に確認するように心がけましょう。

鶴田町

■問い合わせ先

西北地域県民局県税部

課 税課

TEL 0173 (34) 2111
(内線207)

レディース・フォーラムを開催します

女性の見方、考え方、
優しさなどを町政に反映させるためレディース・フォーラムを平成8年から開催しております。



今年の開催日程は次のとおりです。多数のご来場をお待ちしております。

● 日時

8月4日（木）午後1時30分

● 会場

農村環境改善センター
「豊明館」多目的ホール

総務課 まちづくり班
(内線261)

● 交通遺伝等育成資金貸付制度（無利子貸付）

一時金 15万5000円

◇ 貸付金額

月々2万円

◇ 貸付要件

市町村民税が非課税または均等割の課税の世帯

◇ 対象者

0歳～中学3年生までの子様

◇ 返還方法

割賦による20年以内の均等払い ※大学等へ進学する場合は返還の猶予あり

● 介護料支給制度

◇ 受給資格

自動車事故により、重度の後遺症が残つたため常時または随時の介護を必要とする方

◇ 支給額

月額2万9290円～13万6880円（障害の程度、介護に要する費用に応じて支給）

● 問い合わせ先
自動車事故対策機構青森支所
TEL 0177(739)0551

原因となる微生物に汚染される可能性がありますので次のこととに十分注意してください。

1 肉を切った包丁、まな板は十分に洗浄消毒してください。

2 肉を焼く時には生食用の箸と食べる箸とを使い分けましょう。

3 肉を焼く時には中心部まで十分加熱しましょう。



4 高齢者や子どもなど抵抗力の弱い人が生肉を吃るのは危険です。

5 すぐに食べない食品は冷凍庫で保存しましょう。

■問い合わせ先

西北地域県民局地域健康福祉部保健総室

（五所川原保健所）

TEL 0173 (34) 2108

● 乳幼児健康診査

生肉による食中毒を予防しましょう！



乳幼児健康診査

【4か月児健康診査】

- ・月 日 8月10日(水)
- ・受 付 午後1時～1時10分
- ・場 所 鶴遊館
- ・対 象 平成23年3月生
- ・内 容 小児科診察・離乳食のすすめ方など

【10か月児健康診査】

- ・月 日 8月10日(水)
- ・受 付 午後1時20分～1時30分
- ・場 所 鶴遊館
- ・対 象 平成22年9月生
- ・内 容 小児科診察・予防接種、虫歯予防のお話など

【7か月児健康相談】

- ・月 日 8月11日(木)
- ・受 付 午前9時20分～9時30分
- ・場 所 鶴遊館

・対 象 平成22年12月生
・内 容 育児健康相談・離乳食の作り方実演・試食（食事用のエプロン、おしり等をお持ちください）
※バスタオル・母子手帳を忘れずにお持ちください。また、風邪などの病気のあるお子さんは次回の健診を受けられますので、事前に保健師まで連絡してください。

● 問い合わせ先
保健福祉課 健康長寿班（内線135）



タぐれ窓口

8月のタぐれ窓口を次のとおり町民生活課窓口で開設します。

- 開設日 8月5日（金）、8月19日（金）
- 開設時間 午後5時～6時

閉庁後に戸籍抄本・謄本（午後5時までに電話での申し込みが必要）や印鑑証明書、住民票が必要な方、町に対する苦情や意見、要望のある方は、どうぞお気軽にいでください。

教育相談電話

子どもの悩みや心配事の相談を電話で受けています。秘密は厳守されますので、お気軽にご利用ください。

- 相談先 教育委員会（内線210・250）

■相談日時

月～金曜日 午前8時30分～午後4時30分（土・日曜日、祝祭日、年末年始を除く）

行政・人権相談

町では、町民の皆さん行政に対する意見や要望、また日ごろ生活する上での困り事など、さまざまな内容の相談を受けるための行政相談と人権相談を行っています。8月の相談日は次のとおりです。

- 期 日 8月10日（水）
- 相談時間 午前10時～午後3時
- 場 所 鶴田町国際交流会館1階102研修室